

【平成30年度 事業計画】

1 情勢と基本方針

(1) 情勢

昨今の暴力団情勢は、警察の厳しい取締りと暴力団対策法や各都道府県における暴力団排除条例が制定施行される等、暴力団対策に関する法整備が確実に進むとともに、加えて、地域・職域における暴力団排除活動の活発化等の相乗効果等により、全国の暴力団員数は、統計の残る昭和33年以降初めて2万人を切り、準構成員を含む全体の勢力でも初めて4万人を切って、その勢力はピークだった昭和38年の18万人から大きく減少を示している。道内においても道民の暴排意識は非常に高まりを見せ、暴力団構成員は年々減少傾向にある。

しかし、一極集中が際立っていた山口組が、昨年までに大きく3団体に分裂し、組織間の対立により銃器使用の殺人事件を惹起するなど、その対立構図は現在も続いており、一般市民に不安を与え続けているほか、主要四団体といわれる六代目山口組・神戸山口組・稲川会・住吉会の寡占化が進み、道内においても、今なお、暴力団組織は依然として根強い勢力を保持している。

一方で、暴力団の資金獲得活動では、伝統的な資金源である覚せい剤等薬物の密売の他、その手口を「脅し」から「騙し」へと変化多様化させ、オレオレ詐欺に代表される特殊詐欺をはじめとする違法収益の獲得を目指して暴力団組織を隠蔽して正業を装い、或いは共生者を利用しながら社会や経済情勢の変化を巧みに利用して手段を多様化させ、企業・行政ばかりか個人をも標的とした資金獲得活動を深化・活発化させており、その活動は一層進展していると言わざるを得ない。

(2) 基本方針

企業等が反社会的勢力との関係を遮断し、企業としての社会的責任を果たすことを目的としたいわゆる「政府指針(H19.6)」が示され10年が経過し、この間、道暴追センターとしてもあらゆる機会を利用した広報啓発活動に努めてきた。しかし、依然として潜在化・悪質凶悪化する暴力団情勢の中で、当センターが暴力団事務所使用差止請求の先導役になることや、再犯率の高い暴力団関係者等の現状を背景に発出された「再犯防止に向けた総合対策(閣僚会議H24.7)」によって、暴力団離脱者への積極的かつ適切な支援が要求されていることから、効果的な各種事業の推進によって、住民生活及び企業の業務遂行の平穩の確保、そして道民の暴力団排除思想の啓発・普及等、暴力団追放運動の中核的存在として、以下の事業を強力に展開する。

2 重点事業

- (1) 広報啓発事業
- (2) 地域・職域支援事業
- (3) 暴力相談事業
- (4) 暴力団からの離脱意志を有する者を助ける事業
- (5) 暴力団事務所使用差止請求事業
- (6) 公安委員会委託(不当要求防止責任者講習)事業
- (7) 被害者救済事業
- (8) 調査・研究事業



3 事業重点及び推進内容	
事業重点	推 進 内 容
(1) 広報啓発事業	<p>ア 広報啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) ポスター、チラシ等広報・啓発資料の制作と会員等への配布 (イ) 機関紙「暴追センターだより」の発行（年2回） (ウ) 各種マスメディアやホームページの活用等、工夫を凝らした広報活動の推進 <p>(エ) 暴力追放運動用広報啓発資材展示会 <ul style="list-style-type: none"> ・10月26日（金）～10月29日（月）道庁1階道民ホールにて実施 なお、他各支局においても実施 </p> <p>(オ) センター広報車両を使用した街頭広報・啓発活動の推進</p>
	<p>イ 暴力追放運動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 効果的な夏・冬暴力追放運動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・夏の暴力追放運動 7月21日（土）～8月20日（月） ・冬の暴力追放運動 12月15日（土）～1月14日（月） (イ) 催事・祭典等の各種行事を活用した街頭啓発広報活動の実施 (ウ) 北海道暴力団排除推進連絡調整会議との連携の強化
	<p>ウ 道民大会等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 第4回北海道暴力団追放道民大会・第32回札幌地区暴力追放総決起集会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・10月12日（金）札幌市民ホール (イ) 各方面内暴追協及び職域暴排組織等と連携した暴力団追放集会等の開催
	<p>エ 暴力追放活動功労者・団体等の表彰上申</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 警察庁長官・全国センター会長の連名表彰 (イ) 北海道警察本部長・北海道暴力追放センター会長の連名表彰 (ウ) 北海道暴力追放センター会長による表彰・感謝状等
	<p>オ 賛助会員等の獲得の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 各種講演、相談事業等を通じ賛助会員制度の周知と獲得の推進
(2) 地域・職域支援事業	<p>ア 地域暴追協への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 各総会及び街頭啓発・広報活動等への積極参加 (イ) 地域暴追協に対するポスター・チラシ等啓発資材の斡旋・提供 (ウ) 札幌地区暴力追放センター協議会定期総会 <ul style="list-style-type: none"> ・6月14日（木）14:00～ かのぞ2.7 1030号会議室 (エ) 札幌方面暴力追放運動推進協議会定期総会 <ul style="list-style-type: none"> ・6月14日（木）16:30～ ホテルガーデンパレス
	<p>イ 職域暴追協組織への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 各種研修会・講習会及び講演会等への積極的な対応 (イ) 暴力追放啓発資料の斡旋・提供 (ウ) 暴排組織結成時の支援 (エ) 暴力団との関係遮断宣言活動への積極的な対応
(3) 暴力相談事業	<p>ア 効果的な常設相談の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 相談委員及び委嘱相談委員の連携と解決率の向上 (イ) 警察等関係機関との連携 (ウ) 相談委員と委嘱相談委員（弁護士、保護司、少年指導委員）を交えた相談員研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・8月7日（火）14:00～ かのぞ2.7 710号会議室
	<p>イ 効果的な法律相談制度の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 無料法律相談制度についての積極的な広報 (イ) 警察及び委嘱相談委員（民暴委員会弁護士）との連携

<p>(4) 暴力団からの離脱意志を有する者を助ける事業</p>	<p>ア 離脱希望者及び離脱者への積極的かつ適切な支援</p> <p>イ 札幌・網走・月形各刑務所収容暴力団員に対する離脱への働きかけ</p> <p>ウ 暴力団離脱者支援協議会活動の活性化 北海道離脱者支援対策協議会定例会～7月20日(金) (かでの2.7) ・ 各方面における離脱者支援対策協議会の設立と連携 ・ 受皿賛同企業の開拓 ・ 職業安定機関、相談受理・指導機関及び受入れ事業者団体との連携</p> <p>エ 警察及び、少年指導委員並びに保護司等の委嘱相談委員との連携</p> <p>オ 就労可能事業者の開拓 ・ 暴力団離脱者雇用奨励金の運用 (暴力団離脱者を継続して3カ月以上雇用した事業所には10万円を支給)</p> <p>カ 札幌更生保護就労支援事業所との積極的連携</p>
<p>(5) 暴力団事務所使用差止請求事業</p>	<p>ア 差止請求訴訟事業制度の積極的運用 (平成26年7月3日 国家公安委員会認定)</p> <p>イ 暴力団事務所の現況把握</p> <p>ウ 警察や道内各地区暴追協との連携と情報交換</p> <p>エ 適正な受託手続と受託後の積極的対応</p>
<p>(6) 公安委員会委託事業</p>	<p>ア 効果的な不当要求防止責任者講習の実施</p> <p>イ 受講者及び受講希望者の意見・希望の把握と反映 ・ 平成30年度開催予定 札幌市(11回)・苫小牧市・室蘭市・栗山町・新ひだか町・函館市(3回)・江差町・旭川市(2回)・留萌市・釧路市(2回)・帯広市(2回)・北見市・紋別市 合計 28回 ・ 受講見込者数 約 2,500名</p> <p>ウ 研修会等への参加による講習指導員の技術向上</p>
<p>(7) 被害者救済事業</p>	<p>ア 被害者支援の推進 (ア) 関係機関との連携 (イ) 対象事案の早期把握 ・ 暴力団犯罪の被害者等に対する見舞金(20万円以下)の支給</p> <p>イ 暴排訴訟支援の推進 (ア) 相談事案に対する適切な対応 (イ) 警察・民暴弁護士・地域暴追協との緊密な連携 ・ 建物明け渡し請求・民事賠償請求・債務確定訴訟・事務所撤去等暴力団対象の民事訴訟に要する経費の無利子貸付(50万円以下)</p>
<p>(8) 調査・研究事業</p>	<p>ア 情報収集の活性化 (ア) 地域暴追協と連携した暴力団関連情報の収集 (イ) 関係機関・団体・職域暴追組織等からの情報収集 (ウ) 各種相談業務を通じた情報収集 (エ) 不当要求防止責任者講習、暴力追放運動用広報啓発資材展示会等の機会を利用したアンケート調査の実施</p> <p>イ 情報提供の推進 (ア) 特定賛助会員に対する全国反社データベースの提供 (イ) 全国暴力追放運動推進センター等に対する収集情報の提供と活用 (ウ) ホームページの充実による暴追センターに係る情報の提供 (エ) 機関紙「暴追センターだより」(年2回発行)による情報の提供</p> <p>ウ 適正な情報管理の推進 (ア) 暴力団情報検索システムによる情報の充実と保守・管理 (イ) 全国反社データベースの提供に伴う情報の保守・管理の徹底 (ウ) 職員研修会の開催 ・ 5月17日(木) かでの2.7 1020号会議室</p>